

令和3年度 新入学学用品 就学援助制度のお知らせ

鏡野町では、経済的な理由によりお子さんを入学させるのにお困りの方に対し、就学援助費のうち「新入学学用品費」を入学前に支給します。

●対象者

令和3年度に鏡野町立小中学校に入学するお子さんがあり、次の①～③のすべてに該当する人

- ①『就学援助費』の助成対象となる人※
- ②鏡野町に住所があり、引き続き令和3年4月においても鏡野町に住所がある人。
注意：3月末までに転出する予定のある人は申請できません
- ③生活保護を受けていない人

※『就学援助費』の助成対象となる人

- 令和2年度町民税の非課税・減免を受けた人（世帯全員）
- 令和2年度固定資産税の減免を受けた人（世帯全員）
- 国民年金・国民健康保険税掛金の減免・徴収猶予を受けた人（世帯全員）
- 児童扶養手当の受給を受けた人

- 生活保護が停止又は廃止になったが依然生活が困難な人
- 生活福祉資金の貸付を受けた人
- その他特別な理由がある人

●申請方法

- 申請書提出場所
新小学校1年生
鏡野町教育委員会 学校教育課
新中学校1年生
現在通学している小学校
- 申請期間
12月1日(火)～12月25日(金) 17:00まで
- 必要書類
1. 就学援助支給申請書兼世帯票
2. 就学援助の要件に応じた証明書類(詳細はお問い合わせください)
- 支給時期、支給方法
令和3年2月末までに振り込み

お問い合わせ先

鏡野町教育委員会 学校教育課 担当:遠藤
電話(0868)54-2800 FAX(0868)54-2860

※公務員の方 申請期限は令和2年11月13日(金)です※ 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(所得制限超過により特例給付となっている場合を除きます)を受給する世帯に対して児童1人につき1万円を支給する臨時特別の給付金です。公務員以外の方は申請不要で、児童手当6月期分の支給日に、児童手当の振込口座に振り込みを完了しました。

児童手当を職場から受給されている公務員の方は、申請手続きが必要です。まだ申請をされていない場合は、所属庁の証明を受けた上で、申請書をご持参または郵送くださいますようお願いいたします。申請期限は令和2年11月13日(金)です。申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承下さい。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当:芦田
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891